令和９年度 離職者等再就職訓練事業「長期高度人材育成コース」
企画提案募集要領

１　事業の概要

公共職業安定所に求職申込みを行い、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦、支援指示を受けた者を対象とした公共職業訓練として、離職者等再就職訓練事業「長期高度人材育成コース」を行うための企画提案を募集する。

２　訓練の概要

（１）訓練内容

国家資格の取得など正社員への就職に優位な職業訓練として、以下のいずれかに該当する職業訓練を実施するものであること。なお、ア及びイについては、訓練期間中に資格試験を受験し、合否結果が明らかになるものであることとし、また、その合格発表までの期間においても適切に訓練が実施されるものとすること。

ア　公的職業資格のうち国家資格（業務独占資格・名称独占資格）の取得を訓練目標とするもの。

イ　経済産業省により公表されている「ＩＴスキル標準（ＩＴＳＳ）」において「上位者の指導の下に、要求された作業を担当する」ことが出来ることとされているレベル２相当以上の資格取得を目標とするもの。

ウ　学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成 25 年文部科学省告示第 133 号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの。

エ　学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了を目指すもの。

※ただし、ア又はウに該当する訓練科のうち、以下に該当するものを除く。
- 「介護福祉士」「保育士」「准看護師」の資格取得を目的としたもの。
- 「自動車整備士」「電気工事士」の養成を目的としたもの。

（２）訓練開始時期　　令和９年４月

３　企画提案参加資格

（１）熊本県内に本社または営業所等を有していること。

（２）熊本県内に教育訓練施設を有していること。

（３）教育訓練機関等のこれまでの事業実績等から、安定した事業運営が可能と認められ、過去において高い就職実績（正社員就職率８０％以上）を有していること。

（４）事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、教育訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態であり、カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、パソコンが１人１台の割合で設置されていること。また、訓練において使用するソフトウェアについて、使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。

（５）教育訓練を実施するにあたり、個人の権利、利益を侵害することがないよう個人情報等の適切な管理・運営を行うことができる者であること。

（６）熊本県税を滞納していない者であること。

（７）次のいずれの事項にも該当しない者であること

ア　教材等の著作権法違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となった者であって、当該事実が判明し処分を通知した日から３年間を経過していない者

イ　税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、委託先事業者とすることが相応しくないと県が判断した者

ウ　偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなった者又は就職状況調査において不正受給をした者であって、不正行為に係る処分を通知した日から３年間を経過していない者

エ　その他公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと県が判断した者

（８）企画提案事業者又はその役員若しくは使用人が次のいずれの事項にも該当しない者であること

ア　企画提案事業者が熊本県暴力団排除条例（平成２２年条例第５２号。以下「条例」という。）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき

イ　委託訓練受託希望機関の役員又は使用人（条例第２条第４号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。）が、委託訓練受託希望機関若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）の威力

を利用したと認められるとき

ウ　委託訓練受託希望機関の役員又は使用人が委託訓練受託希望機関の行う事業に関し暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら法第２条第６号に規定する暴力団員に対し金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき

（９）地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（10）熊本県が実施する入札について指名停止の措置を受け、企画提案書の提出期限においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

（11）企画提案にかかる説明会に参加すること。

日時：**令和８年（２０２６年）１１月１０日（火）１４：００～**

場所：熊本県立高等技術専門校 管理・教室棟１階 視聴覚室

４　委託内容等

「令和９年度離職者等再就職訓練事業『長期高度人材育成コース』企画提案にあたっての仕様」のとおり

５　企画提案参加表明書の提出

企画提案への参加を希望する者は「企画提案参加表明書（様式１）」を提出期限までに提出すること。（メール又は郵送による）

（参加表明書の提出先）

熊本県立高等技術専門校　訓練企画班

住　所：〒８６２－４１０８　熊本市南区幸田１丁目４番１号

電　話：０９６－３７８－０１２１（代表）

メール：yoshida-k-dj@pref.kumamoto.lg.jp

（提出期限）　令和８年１１月１６日（月）　午後４時（必着）

６　企画提案書の提出

（１）企画提案書は、提案する訓練科別に作成・提出すること。

（２）企画提案書提出後の内容変更、差し替えは原則として認めない。

（３）企画提案書（様式２～１１）及び添付資料は、以下の内容とする。

【企画提案書】　※すべて必須

①企画提案書（様式２）

②訓練実施施設の概要・運営体制（様式３）

③訓練施設・設備等の状況（様式４）

④提案理由書（様式５）

⑤委託訓練カリキュラム（様式６）
⑥講師名簿（様式７）
⑦訓練実施施設の就職支援体制・就職実績（様式８）
⑧使用教材等一覧（様式９）
⑨経費内訳書（様式１０）

【添付資料】　※①～②、⑤～⑦、⑩は必須。他は該当の場合に添付。
① 法人登記簿謄本又は登記事項証明書（発行日から３か月以内のもの）
② 熊本県税に未納がないことの証明書（発行日から３か月以内のもの）
③ 養成施設等の指定通知書（写）
④ 職業実践専門課程の認定を証明する書類（写）
⑤ 実施施設紹介パンフレット等
⑥ 施設案内略図、教室等配置図（様式任意）
⑦ 訓練カリキュラムの詳細が分かる資料（シラバス等）
⑧ キャリアコンサルタント登録証（写）
⑨ キャリアコンサルティング技能士証（写）
⑩ 職業紹介の許可を証明する書類（写）
⑪ 提案する訓練科（教育課程）の一般入校者の受験資格等が確認できる書類（募集要領等）

（４） 企画提案書の提出等
（企画提案書の提出先）
熊本県立高等技術専門校　訓練企画班
住　所：〒８６２－４１０８　熊本市南区幸田１丁目４番１号
電　話：０９６－３７８－０１２１（代表）
メール：yoshida-k-dj@pref.kumamoto.lg.jp
（提出方法）
持参又は郵送による。併せて、企画提案書（様式２～１０）については、電子データをメールで提出すること。
（提出部数）
企画提案書（①～⑨）５部、添付資料（①～⑪）１部
※　添付書類については、複数の訓練科を申請する場合で訓練科ごとに内容の異なるものがあれば、該当書類（該当訓練科名を明記のこと）を追加してください。
（提出期限）
令和８年（２０２６年）１１月２４日（火）午後４時必着

７　委託先候補の選定方法

（１）選定委員会により委託先候補の選定を行う。

（２）提出された企画提案内容等を確認するため、実態調査を行う場合がある。

（３）選定結果は企画提案者全てに通知する。

（４）選定結果通知日　令和８年（２０２６年）１２月上旬予定

８　失格条項

次の各号に該当した場合は、提案は無効とする。

（１）企画提案書が提出期限までに提出されない場合。

（２）企画提案書に虚偽の内容が記載されていた場合。

９　契約について

（１）選定委員会においては、あくまで委託先候補を選定するものであり、当該事業の契約を保証するものではない。

（２）契約の内容等については、選定委員会において委託先候補として選定された者に対して別途協議を行う。

１０　その他

（１）この要領に定めのないものは高等技術専門校と協議すること。

（２）企画提案等書類の作成、提出、応募等に要する経費は、すべて企画提案者の負担とする。

（３）本事業について、国との協議が整わなかった場合、令和９年度熊本県予算が成立しない場合は、本事業の企画提案募集に係る手続きは無効とする。その場合においても、当該応募に係る経費について、熊本県において補償は行わない。

（４）国の「委託訓練実施要領」の改正に伴い、本要領及び募集の内容が変更となる場合がある。